

○ 許可申請に必要な書類(県の手引きより抜粋)

許可申請書及び添付書類		部数	摘 要
1	各申請書(4条・5条・事変・買受) ※様式第5号の1・2、様式第11号の1・2、様式第12号の2	申請人の数 +2部	・5条において申請人とは譲受人と譲渡人のこと ・共有名義などの場合、様式第5号の1・第5号の2-②(申請書にのりづけして割印)
2	登記事項証明書(全部事項証明) ※法務局発行の登記官印があるもの	原本1部 写し1部	・事業に係る土地が申請地以外にもある場合、その申請地以外の土地の登記事項証明書 ・土地所有者の現住所と登記簿上の住所が異なる場合、住民票や戸籍の附票など
3	公図 ※法務局発行の登記官印があるもの	原本1部 写し1部	・土地の一部分の転用の場合、一筆のうち申請地の位置・面積を特定した図面(測量図・求積図等)及び内面積申請確認書(様式第5号の3)
4	申請地と付近の状況を表示する図面(案内図)	2部	・申請地を示したゼンリン住宅地図やGoogleMapの写し等
5	事業計画書(様式第5号の5) ※資材置場、駐車場、畜舎、倉庫等の場合	2部	・既存の資材置場・駐車場などがある場合、既存事業地の写真(四方撮影4枚が望ましい)及び位値図 ・業務が営業免許等を要するものはその写し
6	配置図 ※建物がある場合はその平面図 ※下水道管(浄化槽)を設ける場合は用排水図	2部	・転用目的が建売住宅・宅地造成の場合、宅建業免許の写し、販売実績の概要(パンフレットや転用事業者ホームページ等の既存資料)
7	建物の建築面積又は資材・駐車場等の面積、敷地内の位置と距離を表示する図面	2部	・建売住宅の場合、資金計画書の建物建築費(1棟当りの根拠資料(見積書や建設費の相場など)) ・宅地造成(宅地分譲)の場合、区画を表した図面
8	資金計画書(様式第5号の4)	2部	・資金計画書の経費の合計と資金調達の内訳を申請書の「5.資金調達計画」に記入 ・転用事業者と資金拠出者が異なる場合、資金拠出の確約書(連名で捺印・作成日付、申請地番、目的、拠出金額を明記)
9	預金残高証明書(通帳写し2部可) 融資証明書等(融資内諾書可) ※融資の申込書や相談書は不可	原本1部 写し1部	・土地購入費(賃借料)が0円(贈与や使用貸借権の設定)の場合、申請書に譲受人と譲渡人の続柄を記入
10	代替地検討書(様式第5号の14)	2部	・農地以外を検討すること(検討した理由及びそこで事業を断念した理由) ・検討した土地の位置を示す図面を添付すること ・申請地が用途地域(第一種低層等)であれば不要
11	法人申請の場合 会社の登記簿謄本 ※法務局発行の登記官印があるもの ↑↓いずれかを提出	原本1部 写し1部	譲受人もしくは譲渡人が法人名義の場合は、11と12についてはそのどちらかを提出すること
12		2部	写しの場合は、「原本を相違ないことを証明する」と記入し、法人の実印(丸印)を捺印すること
13		2部	宅地建物取引業者免許証(不動産業)や古物商許可証(中古車販売業)など
14	他法令の許認可の申請を証する書類、又はその許認可書の写し	2部	赤土等流出防止条例、墓地埋葬法、農振農用地の用途変更など関連する法令等の手続きが必要です

※ 裏面に続く

○ その他必要と思われる書面、事項(必要部数:2部)

- 申請人が過去に転用の許可を受けている場合、許可後の報告書が適切に提出されていないと農地法第4条第6項第3号・第5条第2項第3号に該当し、許可されません。
- 申請地への進入路の土地所有者が転用事業者でない場合、通行の承諾を示す書面
例) 土地所有者の通行同意書、通行地役権を登記した土地の登記事項証明書の写しなど
- 事業に係る申請地以外の土地所有者が転用事業者でない場合、利用に支障がないことを示す書面
例) 土地所有者の利用の同意書、売買契約書の写しなど
- 相続未登記の場合、法定相続人全員での申請となります。
添付書類) 相続関係説明図及び被相続人・相続人両方の戸籍謄本、又は遺産分割協議書など
- 申請地が土地区画整理事業施工区の土地の場合、申請書のその他欄にその旨を記入する。
添付書類) 仮換地証明、仮換地案内図及び仮換地指定図
- 農地転用事業計画変更承認申請の場合、当初の転用許可の許可書の写しを添付する。
- 買受適格証明願出書(5条)を申請する場合、添付書類に期間入札公告書・物件目録が必要
- 上記以外にも転用事業や申請内容によっては、別途書類が求められることがあります。
例) 一時転用、太陽光発電施設、建築条件付売買予定地など

【注意事項】

1. 申請は申請人本人か本人から委任を受けた行政書士または本人のご家族となります。
2. 申請の受付期間は、毎月1日から10日までとなっています
※但し、10日が土日曜・祝日・閉庁日の場合には、その次の開庁日までとなります
3. 申請後は、現地調査のため申請箇所が分かるよう、
現地に看板などの目印(地番の表示)をしてください
4. 許可書の受取は申請をして、およそ2、3ヶ月が想定されます
※県の要補正・確認事項への対応によっては更に延びることがあります
5. 転用許可後は、申請書に記載した計画に沿って事業を進めること
また申請書裏面に付された許可条件どおりに報告書を提出すること

うるま市農業委員会事務局 TEL 923-7608